

# 清末直隸省青縣市場共同體雜考

百 瀨 弘

一 まえがき ——— 市集共同體の一側面 ———

舊中國の農村における定期市については故加藤博士に始まり最近の山根幸夫氏（東京女子大學史學研究室論文集所収「明清時代の華北における定期市」や斯波義信氏（「宋代商業史研究」第四章第二節）に至るまで、すぐれた多くの業績が發表されており、筆者も二十數年前東亞研究所への研究報告としてこのテーマについて取扱ったことがあるので、これに關する研究の動向には關心だけはもちつづけてきた。そして漫然と市場圈の問題を考えていたが、従來の日本の研究がそうであるように、純經濟史的な見地以上に出なかつたので、社會人類學的に中國農村社會の構造を分析し、「市場共同體」の理論を定期市の機能を通じて實證されたG・W・スキナー氏の研究を、いちはやく「東洋學報」第四九卷第二號誌上で詳細に紹介評價された斯波義信氏のおかげで、熟讀する機會をもち、深く啓蒙された。そこで、スキナー氏の研究の直接の對象とならなかつた華北平原地帯について、不完全だが一つの資料を整理してこのような研究者に利用していただきたいという目的で、青縣の光緒初年における市場共同體——華北で最も一般的な定期市の名稱によって市集共同體とかりに呼んでおく——の構成、規模、發展過程などをとりあげてみた。

市集共同體を規定するには、いうまでもなく、それぞれの村落が特定の單數の市集とだけ統合していなければならな

い。加藤博士の「清代における村鎮の定期市」(『支那經濟史考證』下巻所收)では、この問題にふれられているが、結論は出しておられない。その後の諸研究で筆者の讀んだものには、この問題をとらあげたものはない。山根氏の研究にも市集の分布と規模を考察し、市集のブロックを指摘されているが、村落と市集との関係には全然ふれていない。一つの市集に屬する村落は固定して、ある一村の村民が複数の市集に交易に行くことのなかったことは、いま筆者の手もとに残っているメモによると、光緒賀縣志、光緒唐縣志、同治樂城縣志、道光定州志など、縣内の村落を市集別に列擧してある地方志からも推定されるが、かつて筆者が紹介した直隸省の「村圖」によって斷定できる。これについての舊稿「清末直隸省の村圖三種について」(加藤博士還曆記念「東洋史集說」所收)の村圖三種のうち、最も完全な「青縣村圖」(光緒初年作製)の記入事項、特に村別の戸口、集市、權量、客店(宿屋で商品保管をも業とするのが一般的慣習だった)などの項の記載を整理したものが本稿である。集市の項の記載でそれぞれの村落が特定の市集に屬したことは明瞭であるが、ある特定の市集に屬する村落で使用される權量すなわち度量衡の共通ということが市集共同體結合の經濟的條件の一つとして注意すべきであろう。

「青縣村圖」(以下單に村圖と書く)に記載された度量衡の種別は次の六種である。いまこれをA型からF型までの略號で呼ぶことにする。すなわち權量の項には、

- A 斗衡斛二十升稱拾六兩尺拾寸
- B 斗衡斛十一升稱拾六兩尺拾寸
- C 斗衡斛十一升五合稱拾六兩尺拾寸
- D 斗衡斛十升五合稱拾六兩尺拾寸
- E 斗衡斛十三升五合稱拾六兩尺拾寸
- F 斗衡斛十升稱拾六兩尺拾寸

とあるが、相互に違っているのは容量だけであつて、これは穀物をはかる標準的な枘の大小の差である。村圖では、各村落ごとに書かれたこの權量と、集市の項に書かれた某々日某々集に行くという市日すなわち集期と所屬する市集、それに當該集場への里數が市集共同體の規模を具體的に實證する決定的な資料となる。村の位置を知る資料として四至八到すなわち隣接村落への里數が八方向について記入してあるが、これは民國青縣志の卷首にある詳細な地圖でもおおまかなことは代用できる。なお、村圖の里數は概數であり、一里の長さも正確にはわからない。

なお、參考のために付記しておく、青縣は北方の靜海縣をへだてて天津につながる大運河（南運河）兩岸の地域を含む境界線の複雑な古い縣であるが、土地の生産力の低い後進地域である。水に鹽分があつて農作物の生育には適しないのが原因であつた。村圖の禾稼の項には一様に「紅麥高糧玉米黍稷穀豆を種うるに宜し」とあるが、桑麻の項には麻を記した村がいくらかあり、果瓜の項には瓜を記したものが部分的に集合しているのみで、桃李棗などの果樹を記したものはまれである。次に、村圖に鎮と呼ばれているものが十二あるが、これは商業都市としての名稱ではないことを注意しておく。これは當時の保甲制によつて縣内を十二區畫に分けた保甲の責任者の駐在する場所で、いわば縣の下級機關の所在地を意味する言葉である。村圖では縣域内を縣城からの方向に従つて數箇の郷に分けているが、これは當時は單なる地理的な地域區分となつていたようである。

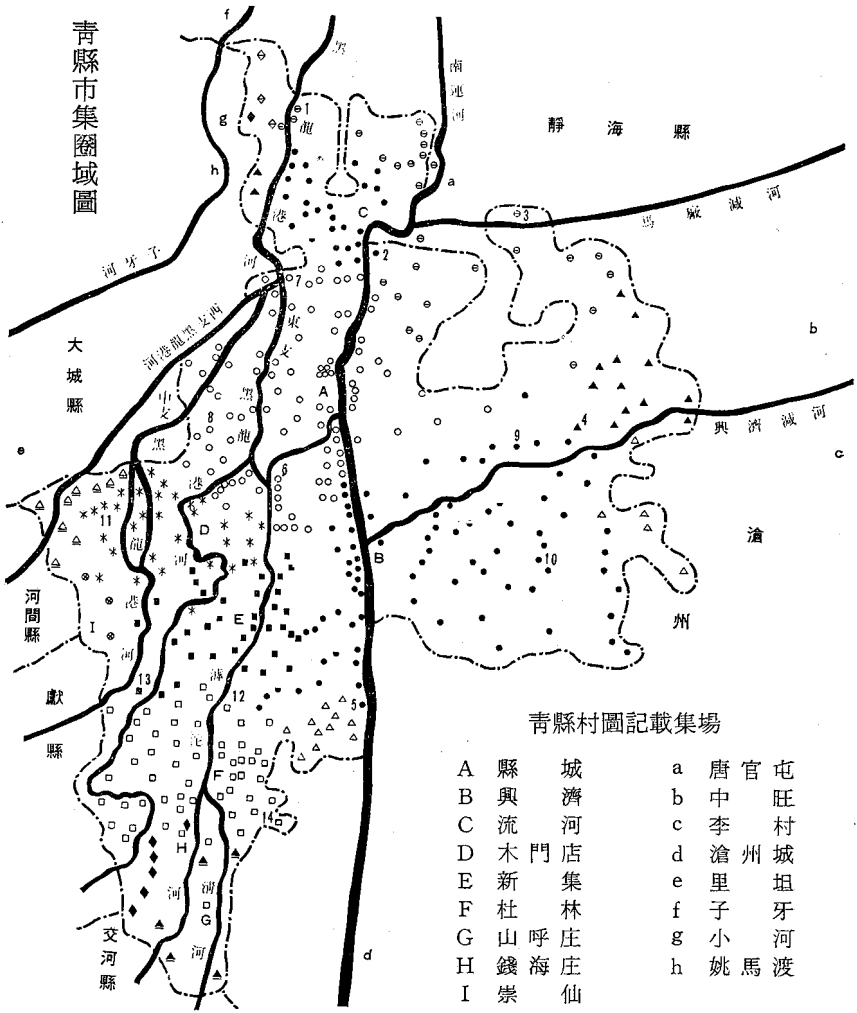
## 二 縣外の市集共同體に屬する村落

市集共同體は社會經濟的に發展したものであるから、その中心地である集場が縣城以下の官治機關に創設されたものがあつたとしても、この共同體を構成する地域的規模が官治上の行政區畫と一致するとは限らない。山根氏の前記の研究にも「ことに縣境に位置する鎮では、相接する兩縣がその鎮で市を開く」實例をあげておられる。これには經濟的あるいは經濟地理的要因を考えねばならないが、唐宋以來縣制の變遷を経てきた歴史の古い青縣の場合には、縣境そのものがきわ

めて複雑なことも、既成の縣境にとられない市集共同體の多い一因であろう。青縣の管轄地域は南北に直線に近い線で流れる南運河を中心にして南北の最長部で約一四〇華里、東西のそれが九〇華里餘りの縦に長い菱形と一應は言えるが、境界線が比較的直線に近いのは西方中央部と西南部だけで、他の方角は出入がはなはだしい。極端なのは北境で南運河東岸地帯に靜海縣所屬地が幅五華里乃至十數華里の不規則な形で縣の中央部にある縣城の眞東一五華里の地點まで食いこんだこと、南運河以東の部分は、東西の長さは以西とだいたい等しいが、南北のそれは七〇華里に満たないことと、この部分は前記の靜海縣の飛び入り地域を含めて長方形に近く、東方縣境に出入の多いことなどである。民國青縣志の地圖によつて青縣の境界を上記の程度に要約するとどめて、次に青縣縣境地帯の村落が縣外の市集共同體に屬していたことを個別的に整理してみよう。

①唐官屯 靜海縣の南端、前記の靜海縣管轄地域の南方の青縣内に食いこんだ地域の北端に位置し、南運河の東岸に沿つた鎮市で、後述する青縣内の最北の市集と同じく南運河に沿つた流河集との距離は、地圖上の直線距離で約一〇華里。集期は四・九日。度量衡はD型。(a)青縣西南隅を下流が東寄りに斜めに流れる黑龍港河(現在の子牙河の故道)に接した黄窪鎮をはじめ、その東、南運河まで二〇華里に及ぶ南北約五華里から一〇華里幅の縣境地帯、(b)唐官屯の南に延びた靜海縣の飛び入り地域の西方で、新官屯減河(馬廠運河)以南、南運河以東(ただし馬廠鎮をはじめ南運河沿岸の村落を除く)の南北約一五華里・東西約一〇華里の地域、および(c)前記飛び入り地域の東側の地域で、青縣所轄地が靜海縣内に飛び出していると逆にも言える面積にして約三〇〇平方華里の犬張子の形をした部分からなる北境地帯で、黄窪・馬廠兩鎮の保甲の管轄下にある村落の大半がこの唐官屯集圏内に入っている。その村落數は二九村、戸數は合計約一、四六〇戸、人口は大口小口あわせて一一、六〇〇人弱、田地一、二六八頃となる。これだけでも青縣の中集である流河の規模をすこし上回っている。別に唐官屯の圏内には前記の飛び入り地は含まれていたのであろうし、靜海縣における隣接市集は陳官屯で、唐官屯から南運河の下流約二〇華里にあるから、同縣南邊一帶の村落は唐官屯の圏内に入っていたであろう。この大

青縣市集圈域圖



青縣村圖記載集場

A	縣城	a	唐官屯
B	興濟	b	中李村
C	流河	c	滄州城
D	木門店	d	里坦
E	新集	e	子牙河
F	杜林	f	小渡
G	山呼	g	姚馬
H	錢海	h	莊
I	崇仙		

新增集場 (民國縣志)

1 黃窪鎮	5 西花園	9 打虎莊	13 蔣王程村
2 馬廠鎮	6 大盤古村	10 北桃花村	14 陶王莊
3 十八戶村	7 王鎮店	11 趙高坡村	
4 小牛庄	8 醬莊	12 趙官營	

集への青縣内の村落からの距離をみると、該集の西南の黄窪鎮から二五華里、正南の新張庄から二〇華里、東南の吳增口村から二五華里が最も遠い村落の一つとして村圖には記入されている。陸路二五華里すなわち約一五キロは一日で往復する市場への距離としては長過ぎる。その後青縣北邊の唐官屯市集圈内に前記(a)(b)(c)三地圖の大部分をそれぞれ圈内とする四場の市集が発生したことは民國青縣志の集市表からわかる。集期一・六日の馬廠鎮(村圖では流河集に屬する一一三戸の集落で、南運河東岸に沿っているが、客店はない)、集期五・十日の十八戸村(c)地區の北端馬廠運河北岸にあり、村圖には戸數一一七、客店二、唐官屯へ十二里と記されている)がそれである(青縣市集圈圖 a 1・2・3)。

②中旺 中旺鎮は靜海縣城の東南九〇華里、滄州・青縣の境界に近い地點にあつて、集期は三・八日。度量衡はC型。青縣城の眞東の方向にあたり、前記①の(c)地域の東南に接續し、南は、一村の例外を除いて、興濟減河(青縣の南運河以東の地のほぼ中間を東流し、縣外で靜海縣と滄州との境界となる)までの地域がこの市場圈内に入っている。この二〇華里前後を一邊とする正三角形に似た地域の村落一四が中旺集圈内にあり、その戸數・人口・田地の總計概數は七五〇戸・三、〇五〇人・六一〇頃となり、集場への距離は最短五華里から最長一七華里である。一四箇村のうち六村までが四〇戸以下の小村であるが、この地域で縣境から最も遠い地點にある小牛莊は一二四戸の大村で、しかも客店が三軒もある。民國青縣志集市表にはここに二・七日集期の市集があり、特に家畜の取引が盛んだと書いている。村圖にはこの市集を記入してないが、村名からも察せられるように家畜市は古くからあったと思われる。村圖には一般の市集と廟會のほか、この種の特異な市については一切記入してないが、他にも同じようなケースが見られる。なお、この地域の特産物として瓜類があり、民國靜海縣志鎮市概況によれば、中旺鎮では海産物の取引が盛んだったという(b)。

③李村 中旺鎮の南方約一五華里にある滄州管内の鎮市で、集期は五・十日。度量衡はE型。青縣・滄州間の境界線に接した興濟減河以南の五村・三一七戸・一、七一一口・二四五頃弱がこの市集に屬しているが、滄州管内に飛び出した地

點にある一八二戸の王官村以外はみな小村である。李村集への距離は一二華里のもの三村、他の二村は二〇華里、二五華里である。この縣境地帯に續く青縣の南運河東地域域の南方邊境には外縣の市集に屬する村落はない(c)。

④滄州 青縣内の南運河の南端約五華里とこれと直角にまじわる直線距離で十餘華里の縣境の線の西南に弧をなす南運河西岸の約百平方華里の地域にある小村一一箇村——二四三戸・一、二三〇口・一七七頃——が滄州の集に赴いていることが村圖からわかるが、集までの距離は七華里乃至一五華里で、一〇華里のものが六村ある。滄州は滄州縣城をさすことは明らかであるが、度量衡をE型と記すだけで、市日の記入がない。これは、大小や場所の差はあれ、滄州縣城では當時すでに毎日市集が開かれていたためではあるまいか。民國滄縣志<sup>卷三</sup>のは村圖から半世紀も後のものではあるが、南北各城門の毎日集とその他の城門や城外の市集を記している。なお、民國青縣志の市集表には、三・八日集期の西花園という市集をあげている。地圖によるとこの名稱の村は右の④地域の東に接して南運河岸にあるが、村圖にはこの地名は見當らぬ。

⑤里坦 この集場を中心に④地域が小市集共同體として滄州縣城中心の大市集圏から分離したことは確かである(d 5)。

⑤里坦 里坦鎮は大城縣の南端にあり、その市集は集期四・九日、度量衡はB型。青縣の西方境界の中央部で、大城・河間兩縣の境界線へ三角形に飛び出た部分の九村がこの市集圏に入っている。青縣の北部で合流する三本の黑龍港河のうちで最も西を流れる西支里龍港河の西方に一村、東方に八村あるが、後者と青縣の木門店市集圏に屬する中支黑龍港河西岸地帯の諸村落との距離は二乃至五華里にすぎない。しかし九村のうち八村が河間縣や大城縣の村落と直接境界を接している。これら九村の戸數・人口・田地の合計概數は七五〇戸・三、〇五〇口・六一〇頃である(e)。

終りに青縣の西北角の靜海・大城兩縣の境界線につながる南北に細長い突出部で、黑龍港河以西の一三村は、一村を除いて、すべて隣接縣の村落と境を接している。集落そのものの位置からみると南北わずか二〇華里にすぎない小地域の一ニ村が縣外の三集に分屬している。すなわち北部から中部、南部の順にあげると、次の通りである。

⑥子牙 靜海縣の唐官屯の眞西にあたる子牙河岸の鎮市で、集期四・九日、度量衡はF型。青縣の三村落——戸數約二

三〇・人口約一、三六〇・田地一〇三頃がこの市集圏に屬し、集場までの距離は四乃至一八華里である。子牙鎮集から最も遠い西港村の東わずか半華里にある東港村は、黑龍港河以西の諸村落中の例外で、村民は東部村境の黑龍港河を渡って二五華里さきの唐官屯鎮集まで交易に行っている（f）。

⑦小河 青縣境に近い大城縣の市集であるが、その規模が小さかったらしく、光緒大城縣志市集の條には記載されていない。集期は三・八日。度量衡は村圖に記入がない。この市集に屬するのは戸數わずか一二戸の小河庄だけで、しかも小河と「相連里」とその位置が示され、またこの小村に客店が一軒あるところから考えると、青縣黃窪鎮所管の小河庄は大城縣の小河村が縣境をこえて廣がってきたものに相違あるまい（g）。

⑧姚馬渡 小河の南方、子牙河岸の集市で、光緒大城縣志にも記載されている。集期は五・十日。度量衡はF型。青縣の二小村（八二戸、四二頃）がこれに屬し、集場までの距離は五華里である。二村のうちで黑龍港河岸の康福樓村の方は、戸數三八戸なのに、渡船を備えた渡し場と客店が四軒も記入されているが、これは青縣北部の流河集と姚馬渡集との街道沿いで、市集商人の宿泊地だったことは、流河鎮に客店のなかったことからわかる（h）。

### 三 青縣内の市集共同體

青縣村圖の内容を整理してみると、縣内に城集のほか、在郷九集があるが、その中の一集は城集に匹敵する規模のものであり、二集は極端に小規模なもの、一集は縣境にあつて青縣内の市集圏が四村にしか及ばないもので、残りの四集が標準型の郷集である。華北においては一般に縣城の市集が最も大規模なのが普通であるが、青縣のような後進地域に城集に匹敵する郷集があるのは、經濟的理由によるものではなく、縣の管轄區域の變化した結果に外ならない。すなわち、青縣の南半は清の順治六年に宋代以來の興濟縣を併合した地域であるから、舊興濟縣の城集だった興濟集がその從來の規模をもつたまま清末に及んだのである。次に前記九箇處の市集についてのべる。



①縣城 青縣城は南運河の青縣内の流路の中央部の西岸にあり、村圍にも縣城の東方運河寄りに市街が發達してゐることを圖示してある。この縣城内外を合わせて戸數六〇〇、人口四、〇〇〇餘である。市集の開かれる日すなわち集期は二・七日と五・十日、使用された度量衡はA型。しかしこの城集に集まる村落の條には二・七日としか記入されていない。これは民國青縣志集市表で説明されているように、二・七日が大集と俗稱された普通の市日であり、五・十日は縣城内外だけで行われた小規模な市が開かれた日に相違ない。この縣城集に屬する村落は九八村にのぼるが、その縣城への距離は二〇華里のもの四村、十八華里のもの七村をのぞいて、すべて十五華里以内にある。さらに縣城から各方向の最も遠い村の位置をみると南運河沿岸の南と北へそれぞれ正確に一五華里、西北および眞西の西支黑龍港河沿岸の村落へそれぞれ一五華里、西南の中支黑龍港河沿いの村落へ同じく一五華里、東南の興濟集圍との境界にある一村へ一五華里という數字が得られるので、縣城市集圍は半徑一五華里の圓形な地域が考えられ、スキナーが定説化したものとして依據してゐる市場圍の理論的典型としての正六角形に通ずる。しかしこの青縣城市場圍の西北部だけは、前記の唐官屯市集圍がくいでいて、縣城から八華里の村落までにしからぬでない(青縣市集圍圖A)。

縣城市集圍九八村に縣城および城外市街地を含めて、その戸數・人口・田地の總計概數は五、九〇〇戸・三〇、五〇〇人・一、七九〇頃となるが、民國青縣志集市表には、この圍内に三箇處の市集の名があげられてゐる。(a)集期四・九日の大盤古村、(b)同じ集期の醬庄、(c)同じく四・九日集期の王鎮店がそれである。(a)は南運河にだいたい並行してその西方を北流する滹沱河が引河を分流して東支黑龍港河につながるその分流點の東岸にある大村(一二三戸、廟會の開催地、客店三軒があり、瓜類、果實の産地)で、縣城の南方西寄りの方向、一二華里の地點にある。(b)は縣城の西方南寄り、大盤古村の西北約十華里の地點にあり、縣城から一五華里、大城縣界の大村(村圍では一〇二戸)で、中支・東支兩黑龍港河の中間に位置してゐる。最後の(c)は縣城の西北から少し東へずれた方向にあって、縣城へ最も遠い二〇華里の村だが、戸數は七九戸、廟會の開催地、客店が一軒記入されている。中支黑龍港河の本流への合流點の右岸に位置し、水運の便に惠ま

れていたであろう。これら三集の設立によって縣城市集圏の西邊から西北邊へかけての村落は獨自の市集共同體を形成したはずである（6・7・8）。

②興濟 縣城から南三〇華里の南運河東岸に沿った舊興濟縣城で、運河東岸地帯では數華里、西岸地帯では二十餘華里で南方の滄州に達する地位にあり、戸數約八六〇、口數約四、四〇〇の小都市をなし、運河の渡口が二箇處ある。客店は九軒。興濟集の集期は一・六日、度量衡は縣城集と同じA型。この大集に屬する村落は九二村にのぼる。興濟鎮を含めてこの市集共同體の戸數・人口・田地の總計概數はそれぞれ七、〇六〇戸・三五、六〇〇人・三、一七四頃となり、縣城集のその規模をいくぶん上廻っているが、その圏域も縣内市集圏で最も廣い。興濟鎮から南運河に沿って北は一二華里、南は一五華里に及ぶ線の西の地域は、西北・西南の限界が鎮から二〇華里、眞西のそれは一〇華里で、北の縣城集圏と南の滄州縣城集圏とは十餘華里の直線で村落が隣接しているが、西境は後にあげる新集圏が弧をなしていりこんでいるから、上下に長い長方形の左邊が内側に入りこんでいる。南運河東部は鎮の少し下流で南運河から分流する興濟減河の北岸沿線と鎮の正南約五華里の村から縣の東南角までの縣南境線とがそれぞれ市集圏の北・南の境界線をなし、東端は縣東境の靜海縣と滄州の市集に屬する地帯と接し、興濟鎮から三〇乃至三五華里に南北にだいたい直線に並ぶ諸村落で構成される。従つて、興濟集圏の南運河以東は正方形または梯形に近い地域をなしている（B）。

興濟市集圏のこのような不規則な圏域は、本來城集として廣大な圏域をもっていたものが、縣制の改變や周圍の市集圏の發達によって次第に變形したのである。南運河東部地域にはその後興濟減河の北岸の打虎庄（村圖では興濟鎮の北東二五華里で、戸數一一二の大村）に四・九日の集期の市集が、また、この地域の中央の地點にある北桃杏村（村圖では興濟鎮の正東一八華里、七一戸の村だが客店が二軒ある。東南の隣村南桃杏村は一四五戸の大村）に三・八日集期の市集が開設されたことが民國青縣志集市表からみてわかる。この兩市集の位置からみて興濟鎮から比較的遠距離にある南運河以東の村落がこの兩集に直接所屬するようになったことは明らかであろう（9・10）。

③ 流河 流河鎮は青縣の北部で南運河が新官屯減河の方向すなわち東へ彎曲して數華里流れる部分の彎曲部付近の西岸に沿った戸數一六五・人口約一、五六〇の大集落であるが、客店は一軒しかない。ここは集期が三・八日で、度量衡はD型であるから、唐官屯市集圏から分離したものであろうか。北は唐官屯市集圏、南は縣城市集圏、東は南運河、西は黑龍港河にかこまれた地域がこの市集の圏域で、流河鎮から南運河上流へ八華里、下流へ六華里の線の西側に東南から西北へかけて流河から一二華里の半徑の圓内にある村落（例外は西北端の一四華里の一村のみ）を含んでいるので、圓の四分の一の形をなしている。南運河以東では、例外として、流河鎮の對岸にあり、後に分離して市集を開いた馬廠鎮（唐官屯の條をみよ）があるだけなので、流河集はその市集圏の東端に位置しているのが特徴である。この市集共同體の社會經濟的規模を數字で示すと、それ自體は村落である流河・馬廠兩鎮を加えて、村數は二六、戸數は一、三六〇、人口は八、一八〇、田地は三九六頃になる（C）。

④ 木門店 木門店は青縣西半部の中央部、東支黑龍港河の右岸に接した六二戸・人口五四〇<sup>③</sup>の村落で、縣城からの距離は三〇華里。南街鎮保甲の管轄下にあり、客店三軒がある。この市集は集期三・八日、度量衡はB型<sup>⑤</sup>。市集規模は三三村・二、〇三〇戸・一〇、八六〇、口・五五三頃。圏域は縣城のその西南線に密着し、西は大城縣里坦集圏内の西方縣境地帯に、南は後述する新集・崇仙の兩市集圏に文字通り隣接した村落で圍まれており、この市集縣内で例外的な大村戴家庄（二〇一戸、廟會の開催地で客店二軒がある）は、南方圏界からはみ出て新集圏域にある。この市集圏は東支黑龍港河のまがりくねった部分とその西にある中支黑龍港河の分流してまた合流する部分の平坦地で、村落の大部分は木門店を中心として半徑約八華里の圓内になるが、北方で木門店へ四華里まで東支黑龍港河岸の縣城集圏が食いこみ、また、正西方だけは一二乃至一三華里の村落までのびている。この中支黑龍港河以西の數村の一つ西高坡村は一一五戸の大村で、客店二軒があるが、後に五・十日の市集（趙高坡村）が設けられたのはこの村であらう<sup>⑥</sup>（D 11）。

⑤ 新集 木門店の東南十餘華里にある新集鎮（六一戸・三四八口、客店が二軒、縣城から三五華里）は滹沱河と東支黑

龍港河の並流する中間にあり、兩河流域の村落三五をその圏域内に持っている。集期は四・九日、度量衡はC型。市集圏は鎮を中心として、半径八華里の圓形をなし、北・東・南に接する木門店・興濟・杜林の各市集圏とは雙方の村落が密接して、村と村との距離が半華里とか一華里というところがある。しかし鎮の西南部にはこの圓形から二華里ほどはみ出した村落があり、中東支黑龍港河沿岸にあつてこの市集圏内最大級の村である大曲頭（九二戸・四一六口、客店が一軒ある）や線庄（八〇戸・五五八口）などがそれである。終りにこの市集共同體の規模を數字で示すと、鎮を含めて、一、七六五戸・九、三二七口・四七六頃弱となる（E）。

⑥杜林 青縣南端の二等邊三角形をなした地域に對する保甲の管轄據點である杜林鎮の市集は集期二・七日、度量衡は木門店と同じB型である。杜林鎮は縣城から六〇華里の南にある。戸數三〇七、人口約七、七〇〇の小都市で、濬沱河の兩岸にひろがって石橋を架してある。東西、南北の街道がそれぞれ二道あり、水陸交通の要衝をなし、客店は五軒ある。

杜林集の圏域は濬沱河に沿つて正北へ一二華里、正南へ一〇華里まで南北に延び、北東へ一五華里、正東へ八華里、東南へ一二華里、西南へ一六華里、正西へ一二華里、西北へ一五華里までの青縣内の村落を含んでおり、その形は正方形といえるだろう。西は東支黑龍港河が縣境近くを流れており、東部縣境外は滄州州城に近いので、外州縣の村落で杜林集圏内に屬したものはなかったと思われる。この圏域内の村落は六一、戸口田地は、杜林鎮を含めて、四、九五〇戸・二四、一〇〇口・七八〇頃（後述する小集のある(6)(7)兩村を含む）となる。戸口の割合に田地が少ないのが疑問だが、地圖の上の面積は木門店圏や新集圏よりは廣い。土地の生産性が高かったか、捻匪の戦亂の被害が少なかったかである（F）。

次に杜林集に屬する村落のうちで、戸數の多い山呼庄・錢海庄の二つがそれぞれ別に自村で杜林集と異なる市日に規模の市集を開いている事實に注意したい。これらの小集に屬する村落は中間的なこの小集を通じて杜林集に間接に所屬するわけだが、この段階ではこの小集まで一般の客商たる市場商人が來たのではなく、局地的な在郷商人の活動を想定できるのであるまいか。地方小都市の在地商人が標準型の市集に何らかの形で關係していたことは清末では一般的なことだ

つたと推察されるが、最小規模の市集の創立は先ず大村あるいは都市化の傾向にあつた村落の在郷商人が郷紳などと結びついて行ったものではあるまいか。地方志には一般にこのような最小規模の市集圏をもつ市集は記載されなかつたであろう。さきにふれた大城縣の小河集が光緒の縣志に記載されていないのも、その一例だろう。なお、民國青縣志集市表には、村圖作製當時の杜林鎮市集圏域内にある(a)趙官營(b)蔣王程村(c)陶王莊がそれぞれ集期三・八日、五・十日、四・九日の市集の獨立して市集として記入されている。村圖には、(a)は杜林鎮市集圏内南運河沿いの最北端すなわち同鎮から一二華里下流にある一四四戸の大村、(b)は杜林鎮の西北一二華里すなわち西北端の一一九戸の大村、(c)は杜林鎮の東南一二華里にある縣界の大村(一八七戸)として記入されているが、(c)のごときは寺廟もないような僻村であつた(12・13・14)。

⑦山呼庄 杜林鎮の南方一五華里、同鎮のすぐ南で濼沱河に合流する清河(老漳河)の左岸にある三〇六戸の大集落で、人口約一、六〇〇人、客店が三軒ある。この小集の集期は二・七日で、度量衡は杜林集と同じのB型。縣境の三村をふくむ五乃至七華里の距離にある五村がその市集圏域で、その規模は、山呼庄をふくめて、戸數一、〇四〇・人口五、六七〇・田地一二〇頃である。この市集圏域は清河に並行に流れる濼沱河以東と南北に直線をなす縣境にはさまれた地域が中心で、縦長で下部の幅がひろい細長い地形をしている(G)。

⑧錢海庄 錢海庄は杜林鎮から一〇華里上流の濼沱河正岸にある二〇八戸の大村であるが、客店はない。ここで開かれる小集は集期一・六日で、度量衡は杜林集と同じである。これに屬する七箇村は集場まで二乃至八華里の範圍内にあり、濼沱河と東支龍港河の間に限られ、西南は省境なので、卵をたてた形となり、錢海庄はその西北周線上にある。錢海庄を含めて、この市集共同體の規模は約一、一〇〇戸・五、二〇〇人・田地一四五頃である。以上の二つの市集圏域で青縣南端の南方へ突出した地域を形成している(H)。

⑨崇仙 青縣西境の西へ突き出た部分で、新集市集圏域の西に接する三村が、青縣・河間縣・獻縣の三縣の境界線の交わる地點に接した最西の崇仙村の市集に屬している。四村合わせて二七四戸・一、五七〇口しかないが、田地一〇三頃と

なっている。崇仙村集の集期は一・六日、度量衡はB型である。崇仙村は六九戸の標準型の村落であるのに客店が一軒ある。これとその縣境沿いの位置とから推察すると、崇仙市集圏は縣外にはみ出ていたとみていいだろう。民國青縣志の地圖では崇仙を新集や木門店より大きな地方都市として表示してあるのも、この推測を確める一助となろう（I）。

最後に、はじめに書きおとしたので追記するが、縣内の市集圏域も縣の下級機關である保甲の管轄地域とは關係がなく、鎮の管轄區域と市集圏とがだいたい一致するのは興濟市集圏だけである。これは鎮の管轄は元來市集共同體を基準にして定められたものと考えるべきであらう。

#### 四 あとがき

市集圏域すなわち市集共同體ということを前提とした上で、清末における青縣の場合を見てきたが、「青縣村圖」だけでは市集共同體の社會的側面を十分に實證することは不可能である。従って本稿は人口密度の高い平原地帯の市場共同體の規模や經濟的發展にもなつて市場共同體が分化して行く過程を指摘することが主となつてしまつた。上級の共同體と下級の共同體との關係も、杜林市集圏の場合に特殊な事例を見るが、これも過渡的な現象にすぎないとも考えられよう。清末から民國にかけて大規模な市集共同體内に小規模な共同體の急速に發生したのは開港場天津の經濟的發展や清末民國初の政治的混亂と無關係ではあるまい。

最後に典據とした「青縣村圖」の數字であるが、誤記や脱字はやむを得ないとしても、この文書が作製されたのは捻匪の變亂によつてこの地域が甚だしい被害をうけて、まだ正常な状態に復しない當時のことであるから、縣内の戸口減少が極端であり、従つて、極端に言えば、活動を停止していた市集もあつたかもしれない。いずれにせよ本稿に示した數字は、残念ながら、正常期のもとの斷言はできない。なお「青縣志」には萬曆以後民國まで五種がある。本稿では民國志をよく参照したが、嘉慶・光緒兩志（本稿に必要な部分では後者は前者に據る）は利用していないことをおことわりしておく。

## ① 註

これは次の註に書く興濟鎮市集圏内で南運河沿い最南端にあった南廠鎮の改稱であろう。

## ②

南廠本鎮だけは運河のもつと上流にあり、村圖には興濟鎮へ「二十五里」としてあるが、この数字は概数で、實際より多いことはその四至八到の里数からみてもわかる。また村圖には数字の誤記が多く、市集圏の西北のある一村との距離を「二十五里」としてあるが、「二十里」の誤記であることは同じように四至八到の里数からみた村の位置から明瞭である。

## ③

村圖に戸數六二、男丁大二九〇、小七六、婦女一一一、小六六と記入してあるが、他の村の場合に比べて男の大人の數が極端に多く、一九〇の誤記であろう。

## ④

村圖には木門店に赴く村として度量衡をA型にしたものが二例ある。村の位置が縣城集圏内ないので、これは誤記と認めらる。

## ⑤

民國胥志縣集市表參照。

拙稿「清末直隸省村鎮戶口小考」(東方學報 東京 十二冊 之三 所收)參照。

東洋史研究叢刊

## 第二十二 宋代科舉制度研究

荒木敏一 著

A5判 本文四六〇頁、附索引

定價 三八〇〇圓

### 〔内容〕

- 序説 宋代科場の特異性 第一章 解試  
第二章 省試 第三章 殿試 第四章  
舉改革案 第五章 范仲淹・宋祁の科  
科場と佛教 第六章 北宋末南宋初期の  
第八章 制科と黨争の關係 第九章  
府州縣學の教官と其の試法 付篇 宋  
代科舉登第者數及び狀元表

右書御希望の方は本會までお申込み下さい(國內送料  
本會負擔)

京都市左京區吉田本町 京大文學部内

東洋史研究會

振替三七八二番